

食安輸発0222第1号
平成24年2月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ホワイトペッパー及びその加工品)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成24年2月9日付け食安輸発0209第4号)にて通知したところです。

今般、モニタリング検査において、中国産ホワイトペッパーからアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ホワイトペッパー及びその加工品(ホワイトペッパーを主要原料とするものに限る。)	ミックススパイスにあっては含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。